

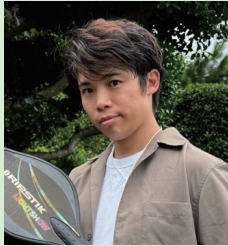
子どもたちに「雪」を残したい！

元オリンピック選手 成田童夢氏による講演会

年々深刻化する地球温暖化。その影響は、日本の雪山にも表れています。
そこで、未来を担う子どもたちのために、自然の大切さや過酷さ、危険と隣り合わせであることを伝えると同時に、地球温暖化問題に真摯に向き合える働きかけをしたい！そんな熱い想いを抱いた元スノーボード選手 成田童夢氏（市内在住）による講演会です。
「自分にできることは何か」を、一緒に考えてみませんか？



日時 11月6日（水） 午後1時～3時
会場 市役所2階204～206会議室
対象 市内在住・在勤・在学の方
定員 先着30人程度（予約制）
申し込み 電話または申し込みフォーム（2次元コード）から環境政策課ゼロカーボンシティ推進係へ



※当日は報道関係者による取材が入る可能性があります。

自治会活動紹介コーナー111

災害に強い地域づくりに取り組んでいます

自治会連合会第4支会長 古屋孝男

第4支会では、地域住民の生命等を災害から守ることを目的として、毎年400人以上の方が参加する、各地区（連合会）単位での防災訓練を実施しています。また、支会と共催で、梅郷市民センターを本部として各自治会館等とのトランシーバーを使用した無線交信訓練や、地域の状況を把握するための災害図上（DIG）訓練も行っています。

自治会長等研修においても、災害に関する体験を通じて災害対応および防災意識等の向上を図るべく、立川防災館や東京臨海広域防災公園（そなエリア）を視察して体験学習をするなど、研さんに務めています。

近年、自然災害の脅威が増してきています。いざという時にあわてず適切な対応ができるように、日頃からの備えや訓練が大切です。そして、自分の身は自分で守る「自助」と周りの人たちと助け合う「共助」が重要です。そうした中で、自治会の役割は大きく、それを守り・受け継ぎ・会員を増やし広めていかなければなりません。災害に強い地域づくりに向け、地域の人たちと力を合わせ自治会活動を続けていきます。

今年は、市総合防災訓練が第4支会で実施されます。これを契機に、より一層、防災意識等を高めていきたいと思っています。



問 市民活動推進課地域支援係

消費者相談室から356

分電盤の交換工事に関する相談が急増！ ～無料点検や安価なインターネット広告に気をつけて～ 問 市民安全課市民相談係

無料点検と称して事業者が訪問し、特に使用に問題はないのに、古くなっているなどと言われ、高額な分電盤交換工事を契約してしまうトラブルが急増しています。

電気設備については、電力会社の委託事業者が、4年に1度、無料で安全検査を実施しています。その場合、事前に調査日時と訪問調査員の氏名等が記載された「お知らせ」が届き、調査員は必ず身分証を携帯しています。

電気設備の点検について訪問があった場合は、事業者名を必ず確認し、身分証を見せてもらいましょう。

◆停電などの緊急時にも注意が必要です

停電をきっかけに電気がつかなくなり、慌ててインターネットで検索し、安価な事業者に依頼したところ、来訪後に広告の数倍にもなる高額な請求をされたという相談も増えています。

事業者から契約を勧められた際は見積書をもらい、作業内容と代金を確認し、その場ではいったん保留にして家族や信頼できる人に相談するなど、慎重に判断しましょう。交換を検討する際も複数の事業者に見積りを依頼し、工事内容や代金を検討してから依頼しましょう。また、日頃から停電や分電盤の不具合に備え、信頼できる専門業者の連絡先を調べておきましょう。

（東京都消費生活総合センター発表情報から作成）

消費者相談室 ☎22-6000（相談専用）

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～正午、午後1時～4時（毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付）

事業所の方へ

年末調整関係書類を配布

問 課税課市民税係

年末調整は、給与所得者の年税額を確定し、毎月の給料等から源泉徴収した税額との過不足を清算する重要な手続きです。

給与支払報告書・総括表などの年末調整に関する書類を11月5日（火）～22日（金）に市役所1階ロビーで配布します。

必要な事業所の方は、お越しください。

国民年金の付加年金制度

老齢基礎年金額を増やしませんか？

問 保険年金課国民年金係
青梅年金事務所☎30-3410

将来受け取る老齢基礎年金を増やしたい方のために、付加年金の制度があります。

国民年金の定額保険料に加えて付加保険料（月額400円）を納めると、納めた月数により老齢基礎年金の年金額に上乗せして支給されます。

対象 国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者（65歳以上の方を除く。）

詳細は、日本年金機構ホームページ（2次元コード）をご覧ください。



国民健康保険加入者のみなさんへ

医療費の額をお知らせします

問 医療費のお知らせについて…市保険年金課給付係
医療費控除について…青梅税務署、市課税課市民税係



年に2回、国民健康保険で給付した医療費の額をお知らせします。

対象期間 令和5年11月～6年6月受診分
（次回は7～10月受診分）

通知時期 11月下旬ごろ（次回は翌年2月中旬ごろ）

※お知らせが届いたことにより行う手続きはありません。また、還付金などは発生しません。

その他 お知らせは、確定申告、住民税申告の医療費控除の明細書「内訳書」として添付できます。（保管した領収書をもとに明細書の作成等の対応が必要な場合があります。）

※11～12月診療分のお知らせを個別に作成することはできません。ご自身で保管した領収書をお使いください。

高齢者スマートフォン体験会

問 高齢者支援課いきいき高齢者係

日時・会場 右表参照

対象 スマートフォンを利用していない、または使い慣れていない60歳以上の都民

定員 各回10人（抽選）

申し込み 10月25日までに電話☎03-6775-9480でスマートフォン普及啓発事業事務局へ（平日午前9時～午後5時）

	①（全4回）				②（全4回）			
	1回目	2回目	3回目	4回目	1回目	2回目	3回目	4回目
日程	11月6日（水）	11月13日（水）	11月27日（水）	12月3日（火）	11月6日（水）	11月13日（水）	11月27日（水）	12月3日（火）
時間	午前10時～午後1時				午後2時～5時			
会場	福祉センター集会室		市役所2階206会議室		福祉センター集会室		市役所2階206会議室	

★スマートフォンをお持ちでない方へ試用の申し込みを受け付けます

試用期間は最長3か月です。申し込みの際は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳、住民基本台帳カードのいずれか1つ）をご提示ください。

※希望者多数の場合は抽選